

令和4年度第1回滝沢市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和4年8月23日（火）13時30分から14時40分まで
 2 場 所 滝沢市役所 大会議室
 3 出席者 17名

区分		氏名	備考
国保運営協議会委員	公益を代表する委員	会長 下田 富幸	
		委員 櫻小路 昭男	
		委員 上田 綾子	
	被保険者を代表する委員	委員 下長 美保子	
		委員 吉田 敦子	
		委員 長嶺 千鶴子	
	保険医又は保険薬剤師を代表する委員	委員 山内 広平	
		委員 栃内 貴子	
		委員 大橋 正和	欠席
被用者保険等保険者を代表する委員	委員 長澤 徹		
滝沢市	滝沢市長	主賓 了	途中退席
	健康福祉部長	丹野 宗浩	
	保険年金課長	熊谷 明美	
	税務課長	藤島 紀子	
	収納課長	小笠原 直樹	
	保険年金課 総括主査	浅沼 忍	
	保険年金課 主事	山本 賢治	
	保険年金課 保健師	伊藤 めぐみ	

- 4 傍聴人 なし

会議内容

- 1 開 会
 2 市長あいさつ
 3 会長あいさつ
 4 会議録署名人の指名
 上田委員と吉田委員を指名
 5 議 事
 (1) 議題第1号

令和3年度滝沢市国民健康保険特別会計決算について

発言者	発言内容
議長（会長）	それでは、議事に入ります。 まず、議題第1号「令和3年度滝沢市国民健康保険特別会計決算について」を議題と致します。

	事務局から説明をお願いいたします。
事務局	～初めに市の出席者を紹介してから、資料に基づき保険年金課及び収納課から説明を行う。 説明内容は省略。～
議長（会長）	議題第1号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見ありましたら、お願い致します。
委員	一つ教えてください。資料の1をご覧くださいと思います。医療給付費分滞納繰越分、最終予算額が2,000万円になっており、調定額が7,414万4千円になっているのですが、その最終予算額の2,000万円というのは今までの予算から滞納になった分の繰越額ということでしょうか。
事務局	滞納分に関しましては、今まで繰り越した中でどのくらい徴収できるかということになるのですが、実際のところ後で振り分けているという説明をさせていただきましたが、なかなか予算を立てるのは難しいところもあります。 当初の段階では、例年の数値をみまして当初予算を出しております。それで、3月くらいになりますとある程度金額も入ってきますので、そこで合わせで調整を事実上しているという形になります。ですので、これに関しましては、滞納繰越分としまして徴収すべきものの予算として最終的に立てたものとなります。
委員	要するに、令和3年度の最終予算というものが令和2年度までに繰り越された額という解釈でよろしいですか。
事務局	繰り越した額は調定額になりますので、その内予算としてどのくらい組み込むかということになります。
委員	繰り越した額の合計額が予算額になるということですか
事務局	調定額が繰り越した額になります。
委員	分かりました。
議長（会長）	そのほか、何か皆さんからございませんか。
委員	滞納繰越金は1億円くらいあるということですか。
事務局	この資料の金額の通りとなっておりますので、額としてはどうしても大きくなります。 例えばこの数値に関して言いますと、滞納繰越をしたというケースが1年分だけであれば良いのですが積み重ねもありますので、要は5年というのを一つ出させていただいておりますけども、滞納処分をすることによって伸びてきますので、実際には中身が7年分になってきてしまつてなかなか処分が追い付かない状態で更に滞納処分を進めていく状態のものもございます。
委員	生活困窮で納めれない人が今後増々でてくるのではないのでしょうか。

事務局	<p>おっしゃる通りです。一つは、税のほうでそういった話もありますし、当然生活を守っていかなければいけないということもあります。それで、現在滞納分の分析をしますと、お手元の資料には無いのですが、昨年度の9月頃に令和2年度のデータを使って調査をしたのですが、国民健康保険に加入していて滞納者の所得状況を調べたのですが、滞納者の内84%が所得200万円以下で、100万円以下となりますと61%という形になってます。その方々は滞納処分ができないので、すぐに執行停止ではないかという話もあるわけですが、実際にもう少しそこを見いきますと、国民健康保険に加入している所得100万円以下の方の中で、50%ほどの人が不動産を持っているということもあります。</p> <p>ちなみに、少し視点を変えまして、国民健康保険に加入している方で収入が年金のみの滞納者の方々はどうかというと、64%が100万円以下となっておりますので、なかなか滞納処分をするにも難しい状況であるのも事実です。</p> <p>一方これにも問題がありまして、あくまで滞納者は世帯主という形になりますので、国民健康保険特有の問題ではありますが、お子さんが仕事を辞めて帰ってきて、ご両親の世帯に入るというケースになりますと、ご両親が収入なくても世帯主宛に20～30万円の国民健康保険が課税されてしまうという状況がありますので、納税相談等で対応しておりますけども、なかなか難しいということがあります。</p>
委員	分かりました。
議長（会長）	<p>そのほか何か皆さんからございませんか。</p> <p>なければ、議題第1号「令和3年度滝沢市国民健康保険特別会計決算について」は、異議の無いものとしてよろしいですか。</p> <p>～「異議なし」の声～</p> <p>それでは、議題第1号「令和3年度滝沢市国民健康保険特別会計決算について」は、異議無いものとして答申することと致します。</p>

(2) 報告第1号

令和4年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

発言者	発言内容
議長（会長）	<p>次は報告案件です。</p> <p>報告第1号「令和4年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	～資料に基づき説明。説明内容は省略。～
議長（会長）	<p>報告第1号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見ありましたら、お願い致します。</p> <p>質問、意見はございませんか？</p> <p>なければ、報告第1号「令和3年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、報告案件でございますので、これで終了</p>

	といたします。
--	---------

(3) 議題第2号

令和4年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

発言者	発言内容
議長(会長)	次の案件に入ります。次の案件は審議案件です。 議題第2号「令和4年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	～資料に基づき説明。説明内容は省略。～
議長(会長)	議題第2号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見ありましたら、お願い致します。 なければ、議題第2号「令和4年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」は、異議の無いものとしてよろしいですか。 ～「異議なし」の声～ それでは、議題第2号「令和4年度滝沢市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について」は、異議無いものとして答申することと致します。

(4) 報告第2号

滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

発言者	発言内容
議長(会長)	次も報告案件でございます。 報告第2号「滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	～資料に基づき説明。説明内容は省略。～
議長(会長)	報告第2号について事務局から説明がありましたが、何か質問、意見はございますか。 なければ、報告第2号「滝沢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」は、報告案件でございますので、これで終了といたします。

6 その他

事務局から1点説明。

7 閉会

令和4年 月 日

この会議録が正確であることを認め、ここに署名捺印します。

会 長

議事録署名人（委員）

議事録署名人（委員）
